

早稲田大学校友会東京都 23 区支部 杉並稲門会会則

第 1 条（名称）

本会は早稲田大学校友会東京都 23 区支部 杉並稲門会（杉並稲門会）と称する。

第 2 条（目的）

本会は会員相互の親睦・啓発を図り、早稲田大学の発展ならびに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条（事務所）

本会の事務所は杉並区内に置く。

第 4 条（会員）

- (1) 本会は、杉並区に居住・在勤する早稲田大学校友をもって組織し、会費納入者を会員とする。
- (2) 役員会は、本会の目的に賛同して会費を納入する者を会員とすることができる。

第 5 条（事業）

本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

- ①会員相互の親睦を図るための事業
- ②会員の啓発に関する事業
- ③早稲田大学、早稲田大学校友会の発展に寄与する事業
- ④地域社会の発展に寄与する事業
- ⑤その他本会の目的達成に必要な事業

第 6 条（役員）

- (1) 本会に次の役員をおく。
 - ①会 長 1 名
 - ②副会長 若干名
 - ③幹 事 30 名以内
 - ④監 事 2 名
- (2) 幹事の中に幹事長 1 名および副幹事長若干名を置く。

第 7 条（役員を選任）

- (1) 役員は定時総会において会員の中から選任する。
- (2) 幹事長および副幹事長は、幹事の互選により選任する。
- (3) 役員任期は 2 年とし再任を妨げない。但し任期が満了しても次の役員が選任されるまでその職務を行う。

第 8 条（役員職務）

- (1) 会長は本会を代表し、会務を主宰する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長があらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
- (3) 幹事長は会長を補佐し、会務の執行を行う。
- (4) 幹事は本会の事業計画及び会務の執行について協議し会務を処理する。
- (5) 監事は本会の財務及び役員業務執行の状況を監査し、役員会に出席して意見を述べることができる。

第 8 条の 2（事務局長）

幹事長は幹事の中から事務局長を選任し、会の事務を処理させる。

第 9 条（名誉会長、相談役、顧問）

- (1) 本会に名誉会長、相談役、顧問をおくことができる。
- (2) 名誉会長、相談役、顧問は会長の委嘱によるものとする。

第10条（総会）

- (1) 総会は定時総会、臨時総会とする。定時総会は事業年度終了後6ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。但し会員30名以上の者から議題を明示して開催の要求があったときは臨時総会を開催することができる。
- (2) 総会の議決は、この会則に特別の定めのある場合を除き、出席会員の過半数をもって決する。

第11条（総会の招集、議長）

- (1) 総会は会長が招集し、本会の重要事項を審議する。
- (2) 総会の議長は会長とする。

第12条（役員会）

- (1) 役員会は会長が招集し、本会の運営を協議する。

第13条（委員）

- (1) 本会に委員をおくことができる。
- (2) 委員は幹事長の委嘱により選任し本会の事業計画執行について幹事を補助する。

第14条（会計）

- (1) 本会の経費は会費その他の収入により支弁する。
- (2) 会費は年額金3000円とする。
- (3) 本会は必要に応じ役員会の議決を得て臨時会費を徴収することができる。この場合は直近の総会において報告しなければならない。

第15条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条（会則の改正）

本会則の改正は、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

（附則）

本会則は平成11年11月11日から施行する。

改定年月	平成13年5月26日	平成23年6月4日	
改定事項	第6条（役員）を改定	第1条（名称） 第6条（役員） 第8条の2（事務局長） 第2条（目的）文章一部削除 第12条（役員会）（2）削除	

杉並稲門会 慶弔規定

- 第1条 会員に対する慶弔は本規定によりこれを行う。
- 第2条 会長は本会に特に貢献した会員が死亡したときは、弔電、供花を呈して弔意を表すことができる。

（付則）

本規定は平成14年5月12日から施行する。

改定年月			
改定事項			